

週休 2 日工事の試行要領

(治山林道必携 (設計積算編) 森林土木事業)

制定 令和 7 年 4 月 1 日

改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 建設業は、社会資本の整備を通して市民生活に貢献するという重要な役割を担っているが、他の産業と比較して労働時間が長く、休日が少ないことが課題となっている。この要領は、建設業の従業員の健康を確保し、及びワーク・ライフ・バランスを改善し、並びに将来の担い手を確保するために、休日数を増やし、より働きやすい職場環境作りの取組として、建設業の「週休 2 日」を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
- (2) 現場閉所 工事現場内の巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 現場休息 分離発注工事の各発注工事単位において、1 日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）が無い状態をいう。
- (4) 現場閉所等 現場閉所又は現場休息を行うことをいう。
- (5) 現場閉所等日 現場閉所等を行う日をいう。
- (6) 現場閉所等率 現場閉所等日の割合をいう。
- (7) 月単位の週休 2 日 対象期間内の全ての月において、現場閉所等率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる状態をいう。
- (8) 通期の週休 2 日 対象期間内において、現場閉所等率が、28.5%（8 日 / 28 日）以上となる状態をいう。
- (9) 4 週 8 休以上 対象期間内の現場閉所等率が 28.5%（8 日 / 28 日）以上となる状態をいう。
- (10) 週休 2 日工事 対象期間において、月単位の週休 2 日又は通期の週休 2 日以上を達成したと認められる工事をいう。
- (11) 工事着手日 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所等の設置等の準備作業を含む。
- (12) 工事完成日 工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付

け期間は含まない。

(試行対象工事)

第3条 試行の対象となる工事は、市が発注する建設工事であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 災害復旧工事（災害査定後に実施される本復旧工事を除く。）のうち、緊急対応を要する工事
- (2) 小規模工事、工場制作が主たる工事、材料費が工事費の大部分を占める工事等で現場作業期間が4週間未満であることが想定される工事
- (3) その他、週休2日工事になじまないと認められる工事

(週休2日の考え方)

第4条 週休2日の考え方は、次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)の閉所では現場閉所等率が28.5%(8日/28日)に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

- (2) 年末年始休暇(6日)及び夏季休暇(3日)は、対象期間から除く。
- (3) 工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている期間、発注者があらかじめ対象外とした期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には日に含まない。
- (4) 現場閉所等の際は、対象工事の元請技術者(現場代理人、主任技術者及び監理技術者をいう。以下同じ。)は休日を取得するものとする。なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、現場閉所等を実施していること及び元請技術者が休みであることの双方を満たす場合に限り週休2日の対象とすることができる。
- (5) 降雨、降雪等による予定外の現場休工日及び受注者が現場閉所等としていた日に災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日は現場閉所等日とみなす。
- (6) 現場作業期間は、本工事の実施にあたり必要となる準備・撤去作業等(工事看板・現場事務所等の設置・撤去や現地調査、着工前測量等を含む。)を含めるものとする。
- (7) 労働基準法(昭和22年法律49号)第35条の休日の規定を遵守していること。

(8) 受注者は、週休 2 日の取組に当たり、工期や契約金額等について下請け業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(受注者の取組と発注者の確認)

第 5 条 受注者の取組内容と発注者の確認については、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、「週休 2 日」の実施の有無を監督職員と協議し、施工計画書の提出前までに、実施の有無及び実施する場合は「月単位の週休 2 日」又は「通期の週休 2 日」のいずれを実施するかを工事打合せ簿に明記し、発注者に提出する。
- (2) 受注者は、週休 2 日を実施する場合は、以下の条件を満たす週休 2 日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更したときには、変更計画書を提出する。
 - 一 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。
 - 二 対象期間中、工事現場を週休 2 日相当の休日とするものとする。
 - 三 夏季休暇（3 日）、年末年始休暇（6 日）は週休 2 日とは別に休日として確保する。
- (3) 工事契約後、週休 2 日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議のうえ、現場閉所等による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、契約変更時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。
- (4) 受注者は、対象期間中、対象工事が週休 2 日工事であることを、現場において看板等により掲示する。
- (5) 発注者は、受注者から提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。
- (6) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (7) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所等の実施状況を確認する。
- (8) 受注者は、実施工程表等により、週休 2 日の実施状況を取りまとめ、月 1 回監督職員へ報告するものとする。
- (9) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出な

いよう現場休息の予定日を調整したうえで実施工程表を作成する。

- (10) 監督職員は、原則として、工期末の28日前（その日が諫早市の休日を定める条例（平成17年条例第3号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その直前の市の休日でない日。）に、受注者から報告された週休2日の実施状況及び週休2日の取得計画から週休2日の達成状況を確認するとともに、その時点から工事完成予定日までの間における週休2日の実施見込を確認するものとする。ただし、発注者が特別の理由があると認める場合は、発注者及び受注者の協議により週休2日の達成状況及び実施見込を確認する期日を変更することができるものとする。

（週休2日工事の試行方法）

第6条 契約方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）、指名競争入札又は随意契約とする。

- 2 発注方式は、発注者が週休2日工事の対象工事として発注し、受注者が契約後に週休2日を実施するか否かを判断して実施する「受注者希望型」とする。
（補正と契約変更）

第7条 試行の対象となる工事においては、発注者は、当初設計において「通期の週休2日」の補正係数を用いて増額補正した額で発注する。

- 2 受注者が週休2日を実施する場合は、第5条第1号及び第10号の規定に基づき達成状況を確認し、この時点までにおける達成状況に応じて次に掲げる補正に基づく契約変更を行う。

(1) 当初「月単位の週休2日」を選択し、それが達成された場合は、「月単位の週休2日」の補正係数を適用する。

(2) 当初「通期の週休2日」を選択した場合において、「月単位の週休2日」以上を達成したとしても、「通期の週休2日」の補正係数を適用する。

(3) 当初「月単位の週休2日」を選択し、「通期の週休2日」が達成された場合は、「通期の週休2日」の補正係数を適用する。

(4) 「通期の週休2日」が未達成の場合、又は受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた契約変更を行う。

- 3 週休2日補正係数は、別表のとおりとする。ただし、労務費の補正について、地質調査市場単価は補正の対象としない。

- 4 受注者は、契約後において、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、必要工期を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

（対象工事である旨の明示）

第8条 発注者は、週休2日工事の対象工事であることを特記仕様書等に明示（別紙1）するものとする。

（対象外とする作業及び期間の明示）

第9条 発注者は、当初設計において現場閉所等による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業及び期間を特記仕様書に明示するものとする。

2 契約後において、週休2日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所等の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所等による週休2日の対象外とする作業及び期間を決定し、変更契約の際に、特記仕様書に対象外とする作業及び期間を明示するものとする。

（準用）

第10条 第2条から前条までの規定は、市上下水道局が発注する工事について準用する。

（その他）

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別表

補正係数区分	通期	月単位
労務費	1.02	1.04
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費	1.02	1.03
現場管理費	1.03	1.05

土木工事市場単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		通期	月単位
鉄筋工（太径鉄筋）		1.02	1.04

を 含 む)			
鉄筋工 (ガス圧接)		1.02	1.03
インターロッキング ブロック工	設 置	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガ ードレール)	設 置	1.00	1.01
	撤 去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガ ードパイプ)	設 置	1.00	1.01
	撤 去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横 断・転落防止柵)	設 置	1.02	1.04
	撤 去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落 石 防 護 柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落 石 防 止 網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設 置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設 置	1.01	1.01
	撤 去	1.02	1.04
法 面 工		1.01	1.02
吹 付 枠 工		1.01	1.03
鉄筋挿入工 (ロッ ク ボ ル ト 工)		1.02	1.03
道 路 植 栽 工	植 樹	1.02	1.04
	剪 定	1.02	1.04
公 園 植 栽 工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装 置 設 置 工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮 継手装置設置工		1.02	1.04
橋 面 防 水 工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01

軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面 処理工（ウォータ ージェット工）		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数（4週8休）	
		通期	月単位
区 画 線 工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋 梁 塗 装 工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機 械	1.02	1.03
	人 力	1.02	1.04
コンクリートブロック 積 工		1.02	1.04
排 水 構 造 物 工		1.02	1.04
道 路 反 射 鏡 設 置 工	設 置	1.00	1.01
	撤 去	1.02	1.04

別紙1（第8条関係）

【受注者希望型】

（特記仕様書 第4章 施工条件明示 第3条1. 工程関係）

週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日試行対象工事であり、「通期の週休2日」以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無及び実施する週休2日の実施パターン（月単位の週休2日または通期の週休2日）について、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議のうえ、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか、以下の1）から7）によるものとする。

契約後において、週休2日の対象期間としていた期間について受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受注者及び発注者の協議により現場閉所による週休2日の対象外とする作業及び期間を別途定めるものとする。

1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、月単位または

通期の週休2日（現場閉所等率28.5%以上となる休日確保することとする。

月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の現場閉所等で現場閉所等率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所等を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業及び期間

① 週休2日の対象外作業 なし

② 週休2日の対象外期間 なし

3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員へ報告することとする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) 月単位の週休2日を選択し現場閉所等が達成された場合は、月単位の週休2日の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、通期の週休2日となる現場閉所等が達成されなかった場合は、または週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日以上とは、現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日工事における補正係数については、下記のとおりとする。

【月単位：補正係数】

① 労務費 1.04 ② 機械経費（賃料） 1.02

③ 共通仮設費 1.03 ④ 現場管理費 1.05

【通期：補正係数】

① 労務費 1.02 ② 機械経費（賃料） 1.02

③ 共通仮設費 1.02 ④ 現場管理費 1.03

7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場において看板等により掲示すること。